

大阪大学研究倫理審査委員会委員名簿

所属・職名	氏名	区分	任期	備考
微生物病研究所・教授	塩田達雄	第4条第1項 第1号	H22.11.1～ H24.10.31	
医学系研究科・教授	樂木宏実	第4条第1項 第1号	H23. 4. 1～ H25. 3.31	
薬学研究科・教授	中川晋作	第4条第1項 第1号	H22.11.1～ H24.10.31	
蛋白質研究所・教授	高尾敏文	第4条第1項 第1号	H22.11.1～ H24.10.31	
医学系研究科・教授	加藤和人	第4条第1項 第2号	H24. 4. 1～ H26. 3.31	
大阪大学名誉教授	久貴忠彦	第4条第1項 第2号	H22.11.1～ H24.10.31	
大阪大学名誉教授	成田義光	第4条第1項 第2号	H22.11.1～ H24.10.31	
吹田市医師会議長	稲本英治	第4条第1項 第2号	H22.11.1～ H24.10.31	
弁護士	樋口庄司	第4条第1項 第2号	H22.11.1～ H24.10.31	
大阪家庭裁判所 参与員	鎌倉佐貴子	第4条第1項 第2号	H22.11.1～ H24.10.31	
大阪家庭裁判所 参与員	岩田善子	第4条第1項 第2号	H22.11.1～ H24.10.31	

[大阪大学研究倫理審査委員会規程抜粋]

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 科学面から研究を総合的に審査するに必要な優れた知識と経験を有する者 若干名
 - (2) 倫理面、法律面及び社会面から研究を総合的に審査するに必要な優れた知識と経験を有する者 若干名
 - (3) その他総長が指名した者
- 2 委員のうち、2名以上は本学の職員以外の者(委員就任前5年間において本学に所属していた者及び本学と利害関係を有していた者を除く。)とし、かつ、その半数以上は前項第2号の委員とする。
- 3 委員のうち、本学の職員については、教授又は准教授とする。
- 4 委員は、自らが実施する研究が審査を受けるときは、当該研究の審査に加わることができない。
- 5 委員会の委員は、総長が委嘱する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任を妨げない。